

# 情報漏えい保険 団体制度のご案内

※本制度は「サイバーリスク保険(情報漏えい限定補償プラン)」の愛称です。

① 役職員の人数ベースの  
分かり易い保険料設定

② 役職員のマイナンバーに  
関する漏えい事故も対象

③ 情報漏えいの「おそれ」が  
発生した場合も対象

④ 法律上の損害賠償金だけ  
でなく見舞金等の各種費用  
もお支払い対象

NEW

⑤ サイバー攻撃の発見時に要する各種対応費用や、  
セキュリティ事故の再発防止のために支出する費用  
も対象

保険期間

2022年4月1日午前0時～  
2023年3月31日午後12時  
※中途加入も可能です。

加入依頼書  
提出先

株式会社 全福サービス

取扱代理店：株式会社 全福サービス

(お問合せ先)  
(書類送付先)

〒101-0041

東京都千代田区神田須田町 1-4-8  
NCO 神田須田町 5F

TEL 03-3252-2035

FAX 03-3258-8878

引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社

担当課：公務第一部公務第二課 TEL 03-3515-4124

# 情報漏えい保険の概要

## 保険契約者

### (公財) 介護労働安定センター

この保険は、(公財) 介護労働安定センターを契約者とし、(公財) 介護労働安定センターに登録された介護事業者を記名被保険者とするサイバーリスク保険（情報漏えい限定補償プラン）の団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は、契約者である（公財）介護労働安定センターが有します。

## ご加入者 (記名被保険者)

(公財) 介護労働安定センターに登録され、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法いずれかに基づく介護関係業務を行う事業者の皆様

## 被保険者

- ・ 記名被保険者
- ・ 記名被保険者の役員または使用人  
(ただし、記名被保険者の業務に関する場合に限りです。)

情報の漏えいまたはそのおそれについて、保険期間中に被保険者が損害賠償請求を提起され、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（損害賠償金や弁護士費用等の支払）や、事故対応期間（\*）内に生じた情報漏えい・セキュリティ事故対応費用を負担することによって被る費用損害に対して保険金をお支払いします。

（\*）事故対応期間とは、被保険者が最初にセキュリティ事故・風評被害事故を発見した時からその翌日以降1年が経過するまでの期間をいいます。

## 【2022年度 商品改定内容】

2022年1月1日以降始期契約より、個人情報漏えい保険の販売を停止し、同保険と類似の補償を提供する商品として、サイバーリスク保険に情報漏えい限定補償プランを新設いたします。

下記、同補償プランへ移行される場合の個人情報漏えい保険との主な相違点を記載しております。

| 項目        | 内容                                                                                                                                                                                                                |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 補償の拡充     | これまでの補償に加えて以下の通り補償内容が拡充致します（代表的なものを記載しています）。<br>・サイバー攻撃を受けた際にサイバー攻撃の有無を確認する費用や、事故が発生した際の再発防止費用等を補償します。                                                                                                            |
| 補償の縮小     | 次の事由に起因する損害は補償対象外となります。<br>① 被保険者による窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為その他の犯罪行為（過失犯を除く）。<br>② 特許権または商標権等の知的財産権の侵害。ただし、記名被保険者の業務に従事する者以外の者のサイバー攻撃により生じた情報の漏えいまたはそのおそれに起因する損害については、補償対象です。<br>③ 被保険者の業務の追完もしくは再履行または回収等の措置のために要する費用。 |
| 損害の範囲の明確化 | 損害防止軽減費用および緊急措置費用は、補償対象外であることを明確化しています。                                                                                                                                                                           |

# お支払いする保険金の種類

賠償責任部分と情報漏えい・セキュリティ事故対応費用部分のセット商品となっております。

## 情報漏えい保険

### 賠償責任部分

《情報通信技術特別約款(情報漏えい限定担保用)》

#### 保険金をお支払いする損害

##### ① 法律上の損害賠償金

※賠償責任の承認・賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ保険会社の承認が必要です。

##### ② 保険会社の同意を得て支出した、賠償責任に関する訴訟費用、弁護士費用等の争訟費用

##### ③ 保険会社の要請に伴う協力費用

#### ●保険金をお支払いする場合

情報の漏えいまたはそのおそれについて、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによる損害を補償します。  
(\*1) (\*2)

(\*1) 保険金をお支払いするのは、損害賠償請求が保険期間中になされた場合に限りです。

(\*2) 日本国外で発生した情報の漏えいまたはそのおそれについて、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害も補償対象となります。日本国外での損害賠償請求、日本国外の裁判所に提起された損害賠償請求訴訟も補償対象となります。

#### ●保険金のお支払い方法は次のとおりです。

上記①の損害賠償金については、合計額から免責金額を差し引いた額に対して、保険金をお支払いします。

上記②、③の費用は、合計額に対して、保険金をお支払いします。

### 情報漏えい・セキュリティ事故対応費用部分

《サイバーセキュリティ事故対応費用担保特約条項》

#### 保険金をお支払いする損害

##### ① サイバー攻撃対応費用 **NEW**

(コンピューターシステム遮断費用、サイバー攻撃の有無確認費用)

##### ② 事故原因・被害範囲調査費用

##### ③ 相談費用

(コンサルティング費用、弁護士費用、風評被害拡大防止費用)

##### ④ データ等復旧費用 **NEW**

##### ⑤ その他事故対応費用

(人件費、交通費・宿泊費、通信費・コールセンター委託費用等、個人情報漏えい通知費用、社告費用、個人情報漏えい見舞費用、法人見舞費用、クレジット情報モニタリング費用、損害賠償請求費用、公的調査対応費用)

##### ⑥ 再発防止費用 **NEW**

##### ⑦ 訴訟対応費用 **NEW**

(注1) 損害額から免責金額(10万円)を差し引いた額に縮小支払割合を乗じた金額を保険金としてお支払いします。ただし、支払限度額が限度となります。

(注2) ③相談費用の弁護士費用につきましては、保険契約もしくは被保険者に雇用され、またはこれらの者から定期的に報酬が支払われている弁護士に対するものを除き、個人情報の漏えいまたはそのおそれについて個人情報保護委員会またはその他の行政機関に報告することを目的とするものを含みます。

(注3) ③相談費用、④データ等復旧費用、⑤その他事故対応費用の内、個人情報漏えい見舞費用・クレジット情報モニタリング費用・公的調査対応費用のコンサルティング費用、⑥再発防止費用は、引受保険会社の書面による同意を得て支出するものに限りです。

## 【用語の定義】

### 「情報の漏えい」

電子データまたは記憶媒体に記録された非電子データとして保有される次のいずれかの情報の漏えいをいいます。  
紙媒体で保有する情報の漏えいを含みます。

- ア. 個人情報（下記の通り）
- イ. 法人情報（記名被保険者以外の実在する法人に関する情報で、その法人が公表していない内部情報をいいます。）
- ウ. アまたはイ以外の公表されていない情報（記名被保険者に関する情報を除きます。）

### 本保険で対象とする「個人情報」

記名被保険者以外の個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものをいいます。

- ア. その情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画もしくは電磁的記録に記載され、もしくは記録され、または音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいいます。ただし、個人識別符号を除きます。）により特定の個人を識別することができるもの。なお、次のものを含みます。

（ア）氏名のみ情報

（イ）他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる情報

- イ. 個人識別符号（\*）が含まれるもの

（\*）個人識別符号とは、マイナンバー・運転免許証番号・旅券番号・基礎年金番号・保険証番号、このほか個人情報の保護に関する法律に規定する個人識別符号をいいます。

## 【想定事故事例】

- ◆ 職員が意図的に利用者の個人情報を持ち出し、名簿業者に転売した。
- ◆ 事務所に泥棒が侵入し、利用者の個人情報を管理していたファイルが盗み出された。
- ◆ 事務所のパソコンがウイルス感染し、職員のマイナンバー情報がインターネット上に流出してしまった。

**NEW** ◆ 情報システムへの不正アクセスが行われ、メールアドレスが流出。

**NEW** ◆ サーバー管理委託業者から「サーバーが外部と不審な通信を行っている」との報告を受けて、分析した結果、パソコンがウイルスに感染し、顧客情報が漏えいしていたことが判明した。

**NEW** ◆ ホームページへの不正アクセスが発見された。

## 保険金をお支払いできない主な場合

次の事由によって生じた損害は、保険金のお支払い対象となりません。

### 〈賠償責任部分・情報漏えい・セキュリティ事故対応費用部分共通〉

- ・ 保険契約者または被保険者の故意
- ・ 地震、噴火、津波、洪水、高潮
- ・ 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- ・ 保険期間の開始時より前に発生した事由により損害賠償請求を受けるおそれがあることを保険契約者または被保険者が保険期間の開始時に認識していた場合（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）は、その事由
- ・ 被保険者による窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為その他の犯罪行為。ただし、過失犯を除きます。
- ・ 被保険者が法令に違反することまたは他人に損害を与えるべきことを認識していた行為（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）

- ・他人の身体の障害
- ・他人の財物の損壊、紛失、盗取または詐取。ただし、被保険者が使用または管理する紙または磁気ディスク等の紛失、盗取または詐取に起因して発生した情報の漏えいまたはそのおそれによる損害に対しては、この規定を適用しません。
- ・特許権または商標権等の知的財産権の侵害。ただし、記名被保険者の業務に従事する者以外の者によって行われたサイバー攻撃により生じた情報の漏えいまたはそのおそれに起因する損害に対しては、適用しません。
- ・記名被保険者の役員に対してなされた株主代表訴訟による損害賠償請求
- ・被保険者が支出したかまたは法律上の損害賠償金として負担したかどうかにかかわらず、被保険者の業務の追完もしくは再履行または回収等の措置（被保険者の占有を離れた財物または被保険者の業務の結果についての回収、点検、修理、交換その他の措置をいいます。）のために要する費用（追完または再履行のために提供する財物または役務の価格を含みます。）
- ・被保険者の暗号資産交換業の遂行
- ・被保険者相互間における損害賠償請求
- ・被保険者によって、または被保険者のために行われた広告宣伝、放送または出版
- ・保険金の支払いを行うことにより引受保険会社が制裁、禁止または制限を受けるおそれがある場合

等

## 付帯される特約条項

※詳細は、団体代表者にお渡ししている保険約款をご確認ください。

### メール送受信等賠償責任担保特約条項

被保険者が日本国内において行うホームページの運営・管理業務または電子メールの送受信業務に伴い、次の事由により発生した他人の事業の休止もしくは阻害、プログラムもしくはデータ（以下「プログラム等」といいます。）の滅失もしくは破損または人格権侵害等（情報の漏えいまたはそのおそれによるものを除きます。）について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いする特約です。

- ① コンピュータ・ウィルスの感染
- ② 他者による不正アクセス
- ③ 被保険者が電子メールで発信したプログラム等のかし

上記の事故に起因する損害賠償請求が保険期間中になされた場合に、保険金をお支払いします。

「お支払いする保険金の種類」につきましては、基本契約の賠償責任部分をご参照ください。

#### 〈保険金をお支払いできない主な場合〉

次の事由に起因する損害

- ① 保険期間の開始時に保険契約者または被保険者がその発生またはそのおそれを知っていた事故(知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)
- ② ソフトウェアの開発またはプログラム作成
- ③ 対象業務の履行不能または履行遅滞
- ④ 被保険者の支払不能または破産
- ⑤ 被保険者以外の者に販売、納入または引き渡したコンピュータシステムの不具合
- ⑥ 被保険者以外の者から管理またはメンテナンスを受託したコンピュータシステムの不具合
- ⑦ 情報漏えい保険の本パンフレットp.3〈賠償責任部分〉でお支払いの対象とならない部分
- ⑧ 被保険者の下請負人または共同事業者に対する賠償責任

等

被保険者は回収等の措置の実施義務を負います。

# 支払限度額・免責金額・保険料

保険料はご加入者の役職員人数によって定額保険料を設定します。以下3つのタイプからご選択ください。

## 〈ご加入タイプ〉

(※) 把握可能な最近の前年度(4月～3月)における理事・役員・職員・パートタイマーおよび協会の平均人数(延べ人員の12カ月分÷12とし、小数点以下で切上げ)をいいます。

|      | 賠償責任部分支払限度額<br>(1請求・保険期間中) (*1)(*2) | 情報漏えい・セキュリティ事故対応費用部分<br>支払限度額(1事故・保険期間中) (*3) |
|------|-------------------------------------|-----------------------------------------------|
| Aタイプ | 5,000万円(免責1請求につき10万円)               | 2,000万円(免責1事故につき10万円)                         |
| Bタイプ | 3,000万円(免責1請求につき10万円)               | 1,000万円(免責1事故につき10万円)                         |
| Cタイプ | 1,500万円(免責1請求につき10万円)               | 500万円(免責1事故につき10万円)                           |

(\*1) 基本契約(賠償責任部分)、メール送受信等賠償責任担保特約の限度額が共有となります。

(\*2) この保険契約においてお支払いする保険金の額は、賠償責任部分・情報漏えい・セキュリティ事故対応費用部分およびその他の特約条項でお支払いするすべての保険金を合算して、上記の支払限度額(保険期間中)が限度となります。但し、個人情報漏えい見舞費用は被害者1名につき1,000円、法人見舞費用は被害法人1社につき5万円を限度とします。

(\*3) 「情報漏えい・セキュリティ事故対応費用部分」の詳細については以下の表の通りの支払限度額および縮小支払割合となります。

| 項目                                     | 支払限度額                                      | 縮小支払割合                         |
|----------------------------------------|--------------------------------------------|--------------------------------|
| ①サイバー攻撃対応費用<br>②事故原因・被害範囲調査費用<br>③相談費用 | 上記表の情報漏えい・セキュリティ事故対応費用部分支払限度額              | I (*4) : 100%<br>II (*5) : 90% |
| ④データ等復旧費用<br>⑤その他事故対応費用                | 上記表の情報漏えい・セキュリティ事故対応費用部分支払限度額              | 100%                           |
| ⑥再発防止費用                                | Aタイプ : 1,000万円 Bタイプ : 1,000万円 Cタイプ : 500万円 | 90%                            |
| ⑦訴訟対応費用                                | Aタイプ : 1,000万円 Bタイプ : 1,000万円 Cタイプ : 500万円 | 100%                           |

(\*4) セキュリティ事故の発生またはそのおそれの事実が公表等の措置(\*6)により客観的に明らかになった場合(サイバー攻撃対応費用については、かつ、結果としてサイバー攻撃が生じていた場合)

(\*5) セキュリティ事故のうち(\*4)以外および風評被害事故の場合

(\*6) 次のいずれかをいいます。

①公的機関に対する被保険者による届出または報告等(文書によるものに限ります。)

②新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネットまたはこれらに準じる媒体による発表または報道

③被害者または被害法人に対する詫言状の送付

④公的機関からの通報

## 〈年間保険料〉 ※中途加入の保険料については、別途お問い合わせください。

| 役職員の人数  | 年間保険料   |         |         | 役職員の人数   | 年間保険料    |          |          |
|---------|---------|---------|---------|----------|----------|----------|----------|
|         | Aタイプ    | Bタイプ    | Cタイプ    |          | Aタイプ     | Bタイプ     | Cタイプ     |
| 1名～10名  | 19,950円 | 15,750円 | 12,610円 | 51名～60名  | 119,700円 | 94,500円  | 75,660円  |
| 11名～20名 | 39,900円 | 31,500円 | 25,220円 | 61名～70名  | 139,650円 | 110,250円 | 88,270円  |
| 21名～30名 | 59,850円 | 47,250円 | 37,830円 | 71名～80名  | 159,600円 | 126,000円 | 100,880円 |
| 31名～40名 | 79,800円 | 63,000円 | 50,440円 | 81名～90名  | 179,550円 | 141,750円 | 113,490円 |
| 41名～50名 | 99,750円 | 78,750円 | 63,050円 | 91名～100名 | 199,500円 | 157,500円 | 126,100円 |

(※) 役職員人数が101名以上の事業者様におかれては、取扱代理店まで個別にご照会下さい。個別に保険料を算出し、ご案内させていただきます。

# ご加入方法

- 後日東京海上日動火災保険株式会社から加入者証を発行します。加入者証が届くまでの間、パンフレット等にご加入内容を記録し保管してください。保険始期から1～2か月して加入者証が届かない場合は、引受保険会社にご照会ください。加入者証が届きましたら、加入内容が正しいかご確認くださいませようお願いします。

## ◆年間加入の場合◆

保険期間：2022年4月1日午前0時～2023年3月31日午後12時

3月11日（金）までに、「情報漏えい保険加入依頼書」に必要事項をご記入・ご捺印のうえ、取扱代理店（株）全福サービスまでご郵送またはFAXください。

保険料につきましては、年間保険料欄の該当箇所をご確認のうえ、別途ご案内する専用の口座にお振込みください。

※ 保険料をお振り込みいただく際の振込手数料は加入者様の負担となります。

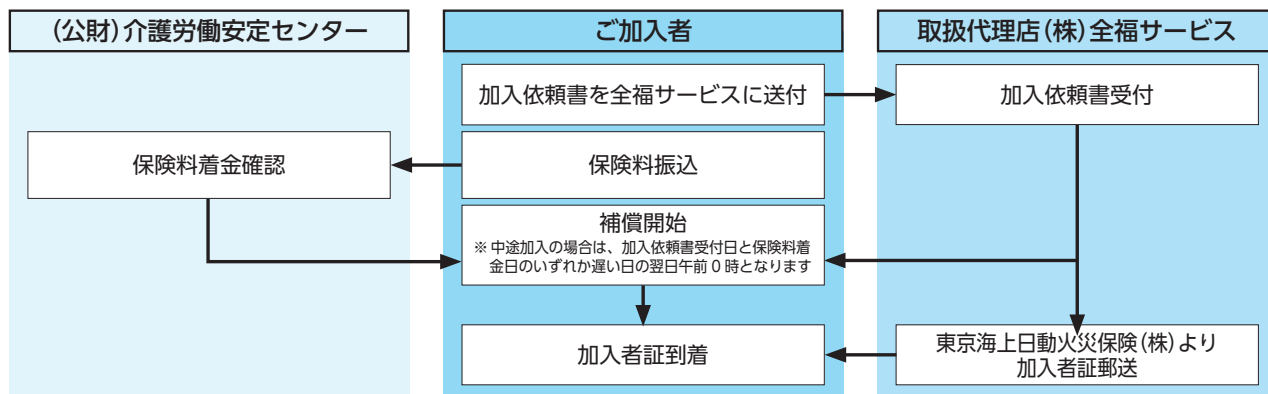
例）役職員の平均人数が25名で、Aタイプに加入の場合は、59,850円。

## ◆中途加入の場合◆

保険期間：加入依頼書を取扱代理店（株）全福サービスが受け付けた日、または保険料を（公財）介護労働安定センターが受領した日のいずれか遅い日の翌日午前0時から翌3月31日午後12時まで。

「情報漏えい保険加入依頼書」に必要事項をご記入・ご捺印のうえ、取扱代理店（株）全福サービスまでご郵送またはFAXください。中途加入の際の保険料につきましては、中途加入保険料表をご参照いただき、別途ご案内する専用の口座にお振込みください。（保険料表は（株）全福サービスのホームページで検索、または全福サービスにお問合せください）

※ 保険料をお振り込みいただく際の振込手数料は加入者様の負担となります。



### 〈もし事故が起きたときは〉

（サイバーセキュリティ事故対応費用担保特約条項で補償対象となる費用（訴訟対応費用を除く））

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となる偶然な事故を発見したときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、事故発見の日時・被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。なお、保険金請求にあたって攻撃内容やインシデントの詳細等の情報のご提出が必要となります。

保険金請求権には、時効（3年）がありますのでご注意ください。

（上記以外）

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となりうる偶然な事故または事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。なお、保険金請求にあたって攻撃内容やインシデントの詳細等の情報のご提出が必要となります。

保険金請求権には、時効（3年）がありますのでご注意ください。

### 〈ご加入者と被保険者が異なる場合〉

ご加入者と被保険者が異なる場合は、ご加入者からこのご案内の内容を被保険者全員にご説明いただきますようお願い申し上げます。

### 〈示談交渉サービスは行いません〉

この保険には、保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。事故が発生した場合は、被保険者ご自身が、保険会社の担当部署からの助言に基づき被害者との示談交渉を進めていただくことになりますので、ご承知置ください。

また、保険会社の承認を得ずに被保険者側で示談締結をされたときは、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

### 〈保険金請求の際のご注意〉

責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権（費用保険金に関するものを除きます。）について、先取特権を有します（保険法第22条第1項）。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金をご請求いただくことができます（保険法第22条第2項）。このため、引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

- ① 被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ② 被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③ 被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

### 〈告知義務〉

加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。

お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※代理店には、告知受領権があります。

### 〈補償の重複に関するご注意〉

補償内容が同様の保険契約(特約条項や弊社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

### 〈通知義務〉

ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じることが判明した場合は、すみやかにご加入の代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また、変更の内容によってご契約を解除することがあります。

### 〈ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について〉

- (1) ご加入時にご契約者または被保険者に詐欺または強迫の行為があった場合は、引受保険会社はご加入を取り消すことができます。
- (2) ご加入時にご契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもって加入した場合は、ご加入は無効になります。
- (3) 以下に該当する場合は、引受保険会社はご契約を解除することができます。この場合は、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
  - ・ご契約者または被保険者が引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせた場合
  - ・ご契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
  - ・この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者に詐欺の行為があった場合

等

### 〈他の保険契約等がある場合〉

この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合

他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合

損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

### 〈加入者証〉

加入者証が届くまでの間、パンフレット等にご加入内容を記録し保管してください。保険始期から1～2か月して加入者証が届かない場合は、引受保険会社にご照会ください。加入者証が届きましたら、加入内容が正しいかご確認くださいませようお願いします。

### 〈代理店の業務〉

代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、引受保険会社代理店と有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接締結されたものとなります。

### 〈保険会社破綻時の取扱い〉

引受保険会社の経営が破綻した場合等は、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人(\*1))またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます(\*2)。

(\*1) 外国法人については、日本における営業所等が締結した契約に限りです。

(\*2) 保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

この保険は、(公財)介護労働安定センターを契約者とし、(公財)介護労働安定センターに登録された介護事業者を記名被保険者とするサイバーリスク保険(情報漏えい限定補償プラン)の団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は、契約者である(公財)介護労働安定センターが有します。

このご案内書は、サイバーリスク保険(情報漏えい限定補償プラン)およびこれに付帯する特約条項の概要を紹介したものです。サイバーリスク保険(情報漏えい限定補償プラン)に関するすべての事項を記載しているものではありません。詳細につきましては、引受保険会社からご契約者である団体の代表者にお渡ししてあります保険約款および付帯する特約条項をご確認ください。保険約款等の内容の確認をご希望される場合は、団体までご請求ください。また、保険金のお支払条件・ご加入手続き、その他、ご不明な点がございましたら、ご遠慮なく代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

なお、このご案内書にはご契約上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読の上、加入者証とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。

## 一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽ ADR センター (指定紛争解決機関)

東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。  
(<https://www.sonpo.or.jp/>)



0570-022808

(通話料有料)

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。  
受付時間: 平日午前9時15分～午後5時  
(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)